政令

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法第五条第三項の倍数を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十八年十一月十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百五十号

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法第五条第三項の倍数を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法（平成二十七年法律第三十五号）第五条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法第五条第三項の倍数を定める政令（平成二十七年政令第三百十二号）の一部を次のように改正する。

本則中「一」を「二」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

総務大臣　山本　早苗

内閣総理大臣　安倍　晋三